

事 務 連 絡

令和 7 年 3 月

令和 7 年度芸術文化振興基金助成金内定者 各位

独立行政法人日本芸術文化振興会
基金部地域文化助成課

令和 7 年度芸術文化振興基金助成金交付内定通知書の送付
及び今後の事務手続について

平素より、我が国の文化芸術の振興等にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、同封しました「助成金交付内定通知書」のとおり、令和 7 年度芸術文化振興基金助成金の助成対象活動として内定しましたので、お知らせいたします。

今後は、「令和 7 年度助成金事務手続の手引」に従って所定の期限までに必要な手続を行っていただきますようお願いいたします。

なお、当振興会内の文書の取り扱い方針にしたがい、当基金部から発出する通知文書に公印の押印を行わないことにいたしました。併せて、助成対象団体よりご提出いただく書類につきましても押印を必要といたしませんのでお知らせいたします。

★「令和 7 年度助成金事務手続の手引」、「助成金交付申請書」ほか各様式
事務手続きの手引・各様式は前年度のものから変更がありますので、必ず令和 7 年度用のものをダウンロードしてご確認ください。

【ダウンロードサイト】 ※4 月 4 日（金）以降 順次公開予定です。

芸術文化振興基金トップページ > 助成対象活動について > 助成に内定された方 >

【内定された方】舞台芸術・美術等の創造普及活動 > 申請書類・報告書類

<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/grant/recipient/21956.html>

★ 事務手続に関する相談は、上記ダウンロードページ内 **【事務手続お問い合わせフォーム】**より承ります。ご質問への回答は、4 月中旬以降、順次担当より連絡させていただきます。

〈本件担当〉 ※R7 年 4 月より、組織名称・住所が変更になります

(独) 日本芸術文化振興会 企画部 基金・助成事務局 地域文化助成課 地域文化第 1 係 〒102-8656 東京都千代田区隼町 4-1 受付時間：午前 10 時～午後 5 時（土日祝日を除く）		
電 話	文化会館公演 美術館等展示	0 5 0 - 1 7 5 4 - 5 8 9 6
	アマチュア等の文化団体活動	0 5 0 - 1 7 5 4 - 5 9 0 6
	文化財関係活動 美術・メディア芸術等の創造普及活動	0 5 0 - 1 7 5 4 - 5 9 0 7

～ 助成金交付内定通知書を受け取ったら ～
活動開始前までの事務手続き

- ① 助成金交付内定通知書の内容を確認してください。

「助成金事務手続の手引」を[ウェブサイト](#)よりダウンロードし、必要な事務手続きについて確認してください。（※4月4日（金）以降 順次公開予定です。）



- ② 助成金の交付を受けるためには、交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。交付内定の内容を受諾した場合、所定の期限までに助成金交付申請書を当振興会に提出してください。（「助成金事務手続の手引」P. 4～）

【助成金交付申請書 提出期限・提出方法】

令和7年6月2日（月）までに下記の方法にてご提出ください。

※6月2日以前に開始する活動については、活動開始前まで（可能な限り速やかに）にご提出ください。

※応募時に提出された要望書の内容から、実施場所や実施日時に変更がある場合には必ずご連絡ください。

- ① 書類様式データ等 （様式は令和7年度用のものをダウンロードしてご利用ください。）
[助成金交付申請書提出用フォーム](#)を通じてご提出ください。※4月4日（金）以降 順次公開予定
※ フォームへは、芸術文化振興基金ウェブサイトのダウンロードサイトから到達できます。
芸術文化振興基金トップ > 助成対象活動について > 助成に内定された方 >
【舞台芸術・美術等の創造普及活動】 > （内定された方向け）助成金申請書・実績報告書
にリンクを設けています。
※ 応募時の電子申請サイトとは異なりますのでご注意ください。

- ② チラシ・プログラム等の紙媒体 →以下の提出先へご郵送ください。
〒102-8656 東京都千代田区隼町 4-1
独立行政法人日本芸術文化振興会 企画部 基金・助成事務局 地域文化助成課 地域文化第1係

※ 提出された助成金交付申請書は、内容を審査し、より詳細な記載を求めるなど見直しが必要な場合がありますので、あらかじめ、ご承知おきください。要望書から活動内容に大幅な変更がある場合には、内定の助成金額から変更となる場合があります。



- ③ 提出された助成金交付申請書の内容を当振興会において審査し、助成金を交付すべきと認めた時は、助成金交付決定通知書をお送りします。
※交付決定の日付にかかわらず、令和7年4月1日から活動を開始し、必要な契約・支払等を行って差し支えありません。

★活動を中止するなどにより要望を取り下げる場合はお早めにご連絡ください。